

## 安全データシート

### 1. 化学物質等及び会社情報

化学物質等の名称	サーモペイントN o. 1 4 (製品名)		制定日	1998年9月1日
会社名	日油技研工業株式会社		改訂日	2013年4月19日
住所	埼玉県川越市的場新町21番地2			訂符14
担当部署	技術部 環境保安グループ			
電話番号 (緊急連絡先)	049-231-2103	FAX番号	049-232-1334	
メールアドレス	kankyo-hoan@nichigi.co.jp			
使用用途及び使用上の制限	温度管理用塗料 (医薬用外劇物指定商品)			

### 2. 危険有害性の要約

#### G H S 分類

物理化学的危険性	引火性液体	区分2
健康に対する有害性	急性毒性 経口	区分4
	急性毒性 経皮	区分5
	急性毒性 吸入 (蒸気)	区分外
	皮膚腐食性/刺激性	区分1
	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分1
	呼吸器感作性	区分1
	皮膚感作性	区分1
	生殖細胞変異原性	区分外
	発がん性	区分2
	生殖毒性	区分1B
	標的臓器/全身毒性 (単回ばく露)	区分1 (呼吸器、肝臓、中枢神経系、腎臓) 区分3 (麻酔作用、気道刺激性)
	標的臓器/全身毒性 (反復ばく露)	区分1 (全身毒性、呼吸器、神経系 中枢神経系、聴覚器、腎臓)
環境に対する有害性	吸引性呼吸器有害性	区分2
	水生環境有害性 (急性)	区分2
	水生環境有害性 (慢性)	区分2

記載のない危険有害性については、分類対象外、あるいは分類できない。

#### G H S ラベル要素

絵表示またはシンボル



危険

注意喚起語

危険有害性情報

- 引火性の高い液体及び蒸気
- 飲み込むと有害
- 皮膚に接触すると有害のおそれ
- 重篤な眼の損傷
- 吸入するとアレルギー、喘息または呼吸困難を起こすおそれ
- アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
- 発がん性のおそれの疑い
- 生殖能または胎児への悪影響のおそれ
- 臓器の障害
- 長期にわたるまたは反復ばく露による臓器の障害
- 飲み込んで気道に侵入すると生命に有害のおそれ
- 水生物に毒性
- 長期的影響により水生物に毒性

注意書き	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用前に取扱説明書を入手すること。</li> </ul>
予防策	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。</li> <li>熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。-禁煙。</li> <li>容器を密閉しておくこと。</li> <li>静電気放電に対する予防措置を講ずること。</li> <li>防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。</li> <li>火花を発生しない工具を使用すること。</li> <li>ミスト／蒸気を吸入しないこと。</li> <li>屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。</li> <li>環境への放出を避けること。</li> <li>この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。</li> <li>汚染された作業着は作業場から出さないこと。</li> <li>取り扱い後はよく手を洗うこと。</li> <li>換気が十分でない場合には、呼吸用保護具を着用すること。</li> <li>保護手袋及び保護メガネ／保護面を着用すること。</li> <li>必要に応じて個人用保護具を使用すること。</li> </ul>
対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 気分が悪い時は、医師に連絡すること。</li> <li>飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。無理に吐かせないこと。</li> <li>目に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。</li> <li>目の刺激が続く場合は、医師の診断／手当てを受けること。</li> <li>皮膚（または髪）に付着した場合：直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと／取り除くこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。</li> <li>皮膚に付着した場合：多量の水と石鹼で洗うこと。</li> <li>取り扱った後、手を洗うこと。</li> <li>皮膚刺激または発疹が生じた場合は、医師の診断／手当てを受けること。</li> <li>汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。</li> <li>ばく露またはばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。 医師の診断／手当を受けること。</li> <li>呼吸に関する症状が出た場合には、医師に連絡すること。</li> <li>気分が悪い時は、医師に連絡すること。医師の診断／手当を受けること。</li> <li>漏洩物を回収すること。</li> </ul>
保管	<ul style="list-style-type: none"> <li>涼しい所／換気の良い場所で保管すること。</li> <li>施錠して保管すること。</li> </ul>
廃棄	<ul style="list-style-type: none"> <li>内容物/容器は都道府県知事の許可を受けた専門の産業廃棄物処理業者に、このシートを開示して委託すること。</li> </ul>

### 3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別 混合物

	含有量(%)	官報公示 整理番号	C A S No.
トリオクサラトコバルト(III)酸カリウム	20～30	2-2985	15275-08-8
キシレン	40～50	3-3	1330-20-7
メチルイソブチルケトン (MIBK)	5～15	2-542	108-10-1
1-ブタノール	5～10	2-3049	71-36-3
樹脂（セルロース系）	10～20	8-186	9004-57-3

トリオクサラトコバルト(III)酸カリウムの危険有害情報は明らかでないが、毒性が高いと推察されるため、コバルト及びしう酸の情報を元に本シートを作成した。

#### 4. 応急措置

吸入した場合	患者を直ちに空気の新鮮な場所に移動する。 安静、保温に努め直ちに医師の手当を受ける。
皮膚に付着した場合	汚染された衣類・靴などを速やかに脱ぎ捨てる。皮膚に付着または触れた部分を水または微温水で充分に洗い流した後、石鹼を使ってよく洗い流す。
目に入った場合	直ちに流水で15分以上洗眼し、眼科医の手当を受ける。
飲み込んだ場合	多量の水または食塩水を飲ませて吐かせ、直ちに医師の手当を受ける。 患者に意識がない場合には、無理に飲ませたり、吐かせてはいけない。

#### 5. 火災時の措置

消火剤	粉末(ABC) 消火剤、泡消火剤、二酸化炭素、砂
使ってはならない消火剤	棒状注水
消火方法	初期の火災には、粉末、二酸化炭素、乾燥砂等を用いる。 大規模な火災には、泡消火剤を用いて空気を遮断する。

#### 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項	風下の人を退避させ、人が近づかないようロープなどを設置する。 付近の着火源となるものを撤去し、消火用器材を準備する。 屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。漏出した場所の周囲に、ロープを張るなどして関係者以外の立ち入りを禁止する。
保護具及び緊急時の措置	作業の際には適切な保護具を着用し、飛沫等が皮膚に付着したり、ガスを吸入しないようにする。
環境に対する注意事項	漏出した製品が河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。汚染された排水が適切に処理されずに環境へ排出しないように注意する。
封じ込め及び浄化の方法、器材	危険でなければ漏れを止める。 少量の場合、漏洩液はおがくずウェスなどに吸収させ空容器に回収する。 多量の場合には、土砂などでその流れを止め、液の表面を泡で覆い、できるだけ空容器に回収する。 火花が発生しない安全なシャベル等を使用することが望ましい。

#### 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱上の注意事項	火気に注意し、作業場は換気を充分に行う。作業衣等に付着した場合はその汚れを落とし、取扱い後は手洗いとうがいを十分に行う。
保管上の注意事項	容器は密栓し、換気良好な冷暗所に保管する。 施錠して保管すること。

#### 8. ばく露防止及び保護措置

	トリオキサラトコバルト(III)酸カリウム (コバルトとして)	トリオキサラトコバルト(III)酸カリウム (しゅう酸として)	キシレン	メチル イソブチルケトン	1-ブタノール
管理濃度	未設定	未設定	50ppm	50ppm	25ppm
許容範囲					
日本産業衛生学会	0.05mg/m <sup>3</sup>	未設定	50ppm	50ppm	50ppm
ACGIH TWA	0.02mg/m <sup>3</sup>	1 mg/m <sup>3</sup>	100ppm	50ppm	20ppm
STE L	—	2 mg/m <sup>3</sup>	150ppm	75ppm	—

設備対策	屋内作業上での使用の場合には、発生源の密閉化あるいは局所排気装置を設置する。 取扱場所の近くに洗顔及び身体洗浄の設備を設ける。 静電気放電に対する予防処置を講ずること。
保護具	呼吸器の保護具：有機ガス用防毒マスク、濃度が濃い場合は送気マスク 手の保護具：不浸透性保護手袋 目の保護具：側板付き保護メガネ（必要によりゴーグル型） 皮膚及び身体の保護具：長袖作業衣、保護長靴

## 9. 物理的及び化学的性質

外観	青味緑色液体
臭い	有機溶剤臭
pH	知見なし
融点・凝固点	知見なし
沸点・初留点及び沸騰範囲	139°C
引火点	知見なし
爆発範囲	知見なし
蒸気圧	4,000Pa (28°C)
蒸気密度	知見なし
比重	0.96 (水=1)
溶解度	水：難 有機溶剤：溶
オクタノール／水分配係数	知見なし
自然発火温度	知見なし
分解温度	知見なし
粘度	360mPa·s (25°C)

## 10. 安定性及び反応性

安定性	通常の取り扱いでは安定である。
危険有害反応可能性	強酸化剤と反応し、火災や爆発の危険をもたらす。
避けるべき条件	日光、熱、裸火、高温、スパーク、静電気、その他着火源
混触危険物質	強酸化剤。プラスチック、ゴムを侵す。
危険有害な分解生成物	一酸化炭素、二酸化炭素、刺激性のガス

## 11. 有害性情報

	急性毒性 (経口)	急性毒性 (経皮)	ガス	急性毒性吸入 蒸気	粉じん・ミスト
しゅう酸コバルト (コバルトとして)	区分外 (6171mg/kg)	分類できない	分類対象外	分類できない	分類できない
(しゅう酸として)	区分4 (375mg/kg)	区分外 (20000mg/kg)	分類対象外	分類できない	分類できない
キシレン	区分5 (3500mg/kg)	分類できない	分類対象外	区分外 (29.08mg/l)	分類できない
メチルイソブチルケトン	区分5 (2919mg/kg)	区分5 (3000mg/kg)	分類対象外	区分3 (8.3mg/l)	分類できない
1-ブタノール	区分4 (1227mg/kg)	区分5 (3636mg/kg)	分類対象外	区分外 (24mg/l)	分類できない

### 皮膚腐食性／刺激性

しゅう酸	ヒトで空気中のちりにより皮膚局所に火傷を生じたとの報告、及び皮膚に對して腐食性を示したとの報告がある。
キシレン	ウサギを用いた皮膚刺激性試験で、中等度の刺激性が見られたとの報告がある。
1-ブタノール	ウサギを用いた24時間patch testで中等度の刺激性が認められたとの報告、及び職業ばく露例で皮膚炎が認められたとの報告がある。

### 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性

しゅう酸	ヒトで 眼にかなり重篤な火傷を生じたとの報告、及び眼に対して腐食性を示したとの報告がある。
キシレン	ウサギを用いた眼刺激性試験で、中等度の刺激性を有するとの報告がある。
1-ブタノール	ウサギを用いた試験で中等度～強度の刺激性が認められ、7日以内に回復しないが、21日以内に完全に回復したとの報告がある。また、ヒトで職業ばく露(蒸気ばく露)でも角結膜炎など眼刺激性が認められたとの報告がある。

### 呼吸器感作性または皮膚感作性

コバルト	日本職業・環境アレルギー学会特設委員会にて、気道感作性あり、皮膚感作性ありと分類している。
------	---

## 発がん性

コバルト

ACGIH で A3(動物実験で発がん性が確認されたが、ヒトの発がん性との関連は未知)、IARC で 2B(ヒトに対して発がん性があるかもしれない)、日本産業衛生学会で 2B(ヒトに対しておそらく発がん性があるが、証拠不十分)に分類されている。(いずれの場合も、コバルト及びその化合物として)

## 生殖毒性

コバルト

親動物の一般毒性についての報告はないが、精巣の組織学的変化や次世代の生存率の減少などが見られたとの報告がある。

しゅう酸

キシレン

親動物への影響が不明な条件下で、同腹仔数の減少が報告されている。

マウスの発生毒性試験で親動物に一般毒性が見られない用量で、胎児に体重減少、水頭症が見られたとの報告がある。

## 標的臓器／全身毒性（単回ばく露）

コバルト

ヒトについて、気管支への刺激性等の報告があることから、気道刺激性を持つと考えられる。

しゅう酸

キシレン

ヒトで吸入による気道腐食性、及び肺水腫が指摘されている。

ヒトについては、喉の刺激性、重度の肺うっ血、肺胞出血及び肺浮腫、肝臓の腫大を伴ううっ血及び小葉中心性の肝細胞の空胞化、点状出血と腫大及びニッスル小体の消失を伴う神経細胞の損傷、四肢のチアノーゼ、一過性の血清トランスアミナーゼ活性の上昇、血中尿素の増加、内在性クレアチニンの尿中クリアランス低下、肝臓障害及び重度の腎障害、記憶喪失、昏睡、肺のうっ血、浮腫、巣状肺胞出血等の報告、実験動物については、深い麻酔作用等の報告があることから、呼吸器、肝臓、中枢神経系、腎臓を標的臓器とし、麻酔作用を持つと考えられる。

メチルイソブチルケトン

ヒトばく露例で気道・粘膜刺激性及び頭痛・めまい・吐き気などの麻酔作用に伴う中枢神経症状が認められたとの報告、並びに動物実験で麻酔作用が認められたとの報告があることから、気道刺激性と麻酔作用があると考えられる。

1-ブタノール

ヒトで吸入ばく露により咽頭に軽度な刺激が見られたとの報告があることから、気道刺激性があると考えられる。また、動物実験で麻酔作用または中枢神経系抑制が見られたとの報告、並びにヒトで吸入ばく露により頭痛が見られたとの報告があることから、麻酔作用があると考えられる。

## 標的臓器／全身毒性（反復ばく露）

コバルト

ヒトについては、呼吸器への刺激性、肺機能低下、喘鳴、喘息、肺炎、線維化、心筋症、心室への機能的影響、心臓肥大、コバルトの職業ばく露が原因である心不全等の報告があることから、呼吸器、心臓が標的臓器と考えられる。

しかし、心臓への影響は二次的なものと考えられる。

しゅう酸

キシレン

ヒトで尿路結石の増加が報告されているため、標的臓器は腎臓と考えられる。

ヒトについては、眼や鼻への刺激性、喉の渴き、慢性頭痛、胸部痛、脳波の異常、呼吸困難、手のチアノーゼ、発熱、白血球数減少、不快感、肺機能低下、労働能力の低下、身体障害及び精神障害等の報告があることから、呼吸器、神経系が標的臓器と考えられる。

メチルイソブチルケトン

ヒトでの反復ばく露で、脱力感、頭痛、眼の灼熱感、胃痛、恶心嘔吐、咽頭痛などの標的臓器を特定できない種々の症状が認められたとの報告があることから、全身毒性があると考えられる。

1-ブタノール

ヒト職業ばく露例にめまいや頭痛が見られたとの報告、並びにヒト職業ばく露例で聴力損失が認められたとの報告があることから、中枢神経系及び聴覚器が標的臓器と考えられる。

## 吸引性呼吸器有害性

キシレン

メチルイソブチルケトン

1-ブタノール

誤嚥により化学性肺炎を起こす危険があるとの情報がある。

3 以上 13 を超えない炭素原子で構成された一級のノルマルアルコールは、13 を越えない炭素原子で構成されたイソブチルアルコール及びケトンに相当すると考えられる。

## 1 2. 環境影響情報

### 水生環境有害性(急性)

しゅう酸	甲殻類（オオミジンコ）の 48 時間 EC <sub>50</sub> 15mg/ℓ
キシレン	魚類（ニジマス）の 96 時間 LC <sub>50</sub> 3.3mg/ℓ
メチルイソブチルケトン	甲殻類（オオミジンコ）の 48 時間 EC <sub>50</sub> 170mg/ℓ
1-ブタノール	魚類（ヒメダカ）の 96 時間 LC <sub>50</sub> >100mg/ℓ

### 水生環境有害性(慢性)

コバルト	L(E)C <sub>50</sub> ≤100mg/ℓ、金属であり水中での挙動は不明である。
しゅう酸	急速分解性があり (TOC による分解度 : 100%)、生物蓄積性も低いと推定される。 (logKow=-2.22)
キシレン	生物蓄積性は低いと推定されるものの(logKow=3.16)、急速分解性がない(BOD による分解度 : 39%)。
メチルイソブチルケトン	難水溶性でなく (水溶解度 19000mg/ℓ)、急性毒性が低い。
1-ブタノール	難水溶性でなく (水溶解度 63200mg/ℓ)、急性毒性が低い。

## 1 3. 廃棄上の注意

処理方法	廃棄においては関連法規に従うこと。
委託処理方法	都道府県知事の許可を受けた専門の産業廃棄物処理業者に、このシートを開示して委託すること。

## 1 4. 輸送上の注意

国連番号	1992
品名	引火性液体
国連分類	3
容器等級	II
海洋汚染物質	該当
積み込み時の注意	運搬に関しては容器に漏れがないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないよう積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。 その他取扱及び保管上の注意の項の記載によるほか、引火性の強い、有害性液体に関する一般的な注意による。
その他の注意	

## 1 5. 適用法令

労働安全衛生法	名称等を表示すべき危険物及び有害物 (法 57 条 1、施行令第 18 条) 名称等を表示すべき危険物及び有害物 (法 57 条 1、施行令第 18 条) 名称等を表示すべき危険物及び有害物 (法 57 条 1、施行令第 18 条) 名称等を通知すべき危険物及び有害物 (法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 別表第 9) 名称等を通知すべき危険物及び有害物 (法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 别表第 9) 名称等を通知すべき危険物及び有害物 (法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 别表第 9) 名称等を通知すべき危険物及び有害物 (法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 别表第 9) 第 2 種有機溶剤等 (施行令別表第 6 の 2・ 有機溶剤中毒予防規則第 1 条第 1 項第 4 号) 第 2 種有機溶剤等 (施行令別表第 6 の 2・ 有機溶剤中毒予防規則第 1 条第 1 項第 4 号) 第 2 種有機溶剤等 (施行令別表第 6 の 2・ 有機溶剤中毒予防規則第 1 条第 1 項第 4 号)	キシレン メチルイソブチルケトン 1-ブタノール コバルト及びその化合物 しゅう酸 キシレン メチルイソブチルケトン 1-ブタノール キシレン メチルイソブチルケトン 1-ブタノール キシレン メチルイソブチルケトン 1-ブタノール
---------	--	---

労働安全衛生法	危険物・引火性の物 (施行令別表第1第4号)	キシレン
	危険物・引火性の物 (施行令別表第1第4号)	メチルイソブチルケトン
	危険物・引火性の物 (施行令別表第1第4号)	1-ブタノール
化学物質排出把握	第1種指定化学物質	コバルト及びその化合物
管理促進法(PRTR法)	(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)	
	第1種指定化学物質	キシレン
	(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)	
消防法	第4類引火性液体、第二石油類非水溶性液体 (法第2条第7項危険物別表第1)	キシレン
	第4類引火性液体、第一石油類非水溶性液体 (法第2条第7項危険物別表第1第4)	メチルイソブチルケトン
	第4類引火性液体、第二石油類非水溶性液体 (法第2条第7項危険物別表第1・第4類)	1-ブタノール
毒物及び劇物取締法	劇物 (指定令第2条)	しゅう酸塩類及び これを含有する製剤 10%以下を含有するもの を除く
	劇物 (指定令第2条)	キシレン 原体 (工業用純品)
本製品は、しゅう酸を10%以上含むため、毒物及び劇物取締法上の医薬用外劇物に指定される。		
船舶安全法	引火性液体類 (危規則第2,3条危険物告示別表第1)	キシレン
	引火性液体類 (危規則第2,3条危険物告示別表第1)	メチルイソブチルケトン
	引火性液体類 (危規則第2,3条危険物告示別表第1)	1-ブタノール
航空法	引火性液体 (施行規則第194条危険物告示別表第1)	キシレン
	引火性液体 (施行規則第194条危険物告示別表第1)	メチルイソブチルケトン
	引火性液体 (施行規則第194条危険物告示別表第1)	1-ブタノール
海洋汚染防止法	有害液体物質 (Y類物質) (施行令別表第1)	キシレン
	有害液体物質 (Z類物質) (施行令別表第1)	メチルイソブチルケトン
	有害液体物質 (Z類物質) (施行令別表第1)	1-ブタノール
	危険物 (施行令別表第1の4)	キシレン
	危険物 (施行令別表第1の4)	1-ブタノール

## 16. その他の情報

### 参考文献

- 1) GHS分類結果データベース (独立行政法人製品評価技術基盤機構)
- 2) GHSモデルMSDS情報 (中央労働災害防止協会安全情報センター)
- 3) 製品安全データシートの作成指針 (社団法人日本化学会)
- 4) イージークリック (日本ケミカルデータベース株式会社)

この「安全データシート」は安全保証書ではありません。

本製品を取扱う場合は、この「安全データシート」を参考として、使用者の責任において実態に応じた適切な処置を講じて下さい。

また、この「安全データシート」の内容は法令の改正及び新しい知見に基づき改訂することがあります。

ご使用に先立って、危険、有害性情報のみならず、ご使用になる機関、地域、国の最新の規則、条例、法規則などを調査し、それらを最優先して下さい。